

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2021年7月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,524

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	858.3	62.5			
2日	860.6	62.0			
3日	863.4	62.7			
4日	863.2	62.6			
5日	862.5	63.2			
6日	860.8	63.7			
7日	864.7	63.9			
8日	862.8	63.3			
9日	870.4	64.1			
10日	864.6	64.3			
11日	862.9	64.2			
12日	855.1	66.0			
13日	861.0	66.2			
14日	860.4	64.1			
15日	861.7	64.6			
16日	862.1	64.3			
17日	865.6	64.5			
18日	865.6	64.7			
19日	859.4	65.2			
20日	860.3	64.8			
21日	863.4	65.0			
22日	863.2	65.3			
23日	857.8	66.8			
24日	862.1	65.7			
25日	860.4	64.9			
26日	864.9	64.4			
27日	859.5	64.3			
28日	865.2	64.4			
29日	運転→停止				
30日	停止→運転				
31日	808.5	62.9			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2021年6月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,164

2. 炉内の燃烧温度等

測定位置	①燃烧炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃烧ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃烧ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	864.4	63.2			
8日	862.6	60.9			
9日	860.0	61.3			
10日	861.0	61.3			
11日	853.9	59.6			
12日		運転→停止			
13日		停止→運転			
14日	866.4	61.3			
15日	864.2	62.0			
16日	858.1	61.5			
17日	856.3	61.7			
18日	862.3	61.7			
19日	860.5	61.2			
20日	861.1	61.9			
21日	860.3	61.3			
22日	864.0	61.9			
23日	861.1	61.9			
24日	861.9	61.8			
25日	868.2	62.4			
26日	864.9	62.9			
27日	867.2	62.8			
28日	857.7	62.8			
29日	866.7	62.5			
30日	855.6	62.4			

備考1) 冷却缶とは、燃烧ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2021年5月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	412

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	860.7	75.7			
2日	864.9	75.9			
3日	857.6	75.6			
4日	858.7	76.4			
5日	864.6	76.6			
6日	862.3	76.9			
7日	858.1	77.7			
8日	運転→停止				
9日	停止中				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2021年4月度】

設置事業所名	株A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,469

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 備考3)	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (°C)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 -----備考2		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	859.1	79.7			
4日	855.6	79.1			
5日	863.9	79.6			
6日	858.7	79.5			
7日	856.8	75.4			
8日	861.4	74.4			
9日	859.4	74.3			
10日	859.9	74.3			
11日	860.5	74.2			
12日	864.0	74.3			
13日	863.6	74.3			
14日	865.2	74.4			
15日	865.9	74.7			
16日	862.3	74.9			
17日	859.4	75.3			
18日	860.7	75.2			
19日	862.4	75.3			
20日	861.3	75.1			
21日	859.7	74.9			
22日	858.3	74.9			
23日	859.2	75.2			
24日	860.2	75.1			
25日	859.4	75.3			
26日	864.3	75.6			
27日	859.7	75.2			
28日	866.6	75.4			
29日	863.2	75.4			
30日	865.1	75.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。